

# 平成28年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成28年9月21日

9月21日（水）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第6 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について  
日程第7 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について  
日程第8 報告第4号 軽微な農地改良の届出について  
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	須	賀	常					政	

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 2時51分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 高松多可史委員、12番 内山勝己委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が親より使用貸借権の再設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が親より贈与を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、以前より借地している農地を買い受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、特定遺贈により所有権移転を受けるものであります。

なお、特定遺贈とは遺言により指定した財産を指定した者に相続するものであります。

本件農地の場合、遺贈者の法定相続人に遺贈する場合は通常の相続手続きのみですが、法定相続人以外の第三者に遺贈する場合には遺贈を受ける者が農家要件を満たしていることを条件に、農地法の許可書がないと所有権移転ができないことを申し添えます。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、以前より借地している農地を買い受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 去る、9月12日（月曜日）午後1時30分より市役所3階会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から6番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親から後継者である息子に、一部農地を贈与により所有権移転するものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 整理番号3番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人3名が相続により取得した農地について、高齢なため営農が困難であること、後継者がいないこと、また、遠隔地に居住しているため通作が困難なため、農地を処分したい意向があり、従前から借り受けて耕作している譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。譲受人は〇〇〇〇の栽培を主とし、地域の担い手として〇〇〇〇〇に〇〇されております。

対象農地は耕作良好な優良農地であり、引き続き、譲受人が良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 整理番号4番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有者の遺言により、譲受人が農地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は、遺贈者が遠隔地に居住し、通作困難だったため、従前より譲受人が耕作して

おり、営農状況も良好なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ  
れます。

したがって、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号5番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の自作地に挟まれた申請地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大  
を図るものです。

対象農地の両隣の農地が買受人の自作地であり、取得後は一体的な耕作が可能となります。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を  
満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号6番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接する利便性の良い農地を売買にて譲り受け、耕作の効  
率化と農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は従前より譲受人が耕作しており、所有権移転後も良好な維持管理が行われると  
思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から4番については、関連案件であります。

山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂採取場用地の一時転用期間延長の申請であります。

以上の4件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、4件であります。

整理番号1番から4番について、書類等で審査した結果、山砂採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、実効性等は問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番、3番、4番の4件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番から4番については、関連案件となりますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇に向かう〇〇に〇〇〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇の前を右に入って約〇キロほど入った山の中にあります。

当該事業は、平成27年から継続している山砂採取事業で、事業継続に伴う期間延長となります。



各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第3種農地と判断します。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第3種農地であります。

整理番号4番から6番は関連案件であります。







◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成28年度第6次農用地利用集積計画1番から2番までの申請であります。

賃借権の再設定が2件で、16,077㎡、すべて田です。

以上、2件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号の2件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、審議した議案第4号の2件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 報告第1号から報告第5

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年9月21日提出、

香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、4件であります。

報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は1件であります。

報告第3号 農地および採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり、農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年9月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は3件であります。

以上です。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時21分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人